

今後の JESCO における PCB 廃棄物処理の見通しについて

PCB 特措法に基づく国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）においては、今後の処理の進捗により PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みが変化するため PCB 廃棄物の数量を毎年度見直し、その結果を公表することとされている。

また、処理基本計画では JESCO の役割として、各拠点の広域処理施設における計画的処理完了期限までの高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表することとされている。

令和 4 年 5 月 31 日に環境省において処理基本計画が変更され、JESCO においても、同日中間貯蔵・環境安全事業株式会社法に基づく PCB 廃棄物処理事業基本計画を変更したところである。

変更後の計画においては、事業終了準備期間を活用した処理の実施が明確になり、また、北九州事業エリアで保管されている変圧器・コンデンサーを大阪事業所及び豊田事業所において処理を実施するという計画となっている。

これらとこれまでの処理実績を踏まえ、JESCO への登録量の整理や PCB 特措法や電気事業法に基づき届出済みながら JESCO へ未登録の数量、今後登録が見込まれる量を求めることなどにより、事業ごと、PCB 廃棄物の種類ごとに事業終了準備期間での処理の見通しを整理した。結果は別紙のとおりである。

なお、この見通しは令和 5 年 1 月現在のものであり、事業の進捗や新規発見物等により修正される。